

 \bigcirc

山形県公報

平成23年8月16日 (火) 第2269号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 (用	地	課)	… 同
	公		告				
○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 (危機	後管理	に課)	838
	そ	Ø	他				
○山形県市町村職員共済組合の決算の公告	<u></u>		誤	 (市 甲	丁 村	課)	839
_	 告						

山形県告示第709号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営千座川地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営千座川地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年8月19日から同年9月16日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第710号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成23年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

天童市

2 事業の種類

天童市立第一中学校改築事業及びこれに伴う市道付替工事

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 天童市大字原町字喜内地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

天童市立第一中学校改築事業(以下「本体事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第21号に掲げる「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地と既存グラウンドの間に存する市道の機能を維持するための改築工事(以下「関連事業」という。)は土地収用法第3条第1号に規定する事業に該当する。

以上のことから、天童市立第一中学校改築事業及びこれに伴う市道付替工事(以下「本件事業」という。) は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 天童市立第一中学校の現校舎は八幡山の急傾斜地に隣接し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく「土砂災害警戒区域」並びに「土砂災害特別警戒区域」内に存しており、平成17年8月20日の集中豪雨の際には斜面が崩れ、土石流が校舎に押し寄せる被害が発生した。

さらに、現校舎は築後40年以上を経過し老朽化が著しく、耐震の観点からも大きな課題を抱えている状況 にある。

本件事業は、生徒をはじめ学校関係者の安全な環境を確保することを最優先課題として位置づけ、現有敷地のうち安全なエリアを活用することで経済性に配慮しながら、隣接地に敷地を拡張し校舎の全面移転改築を行うものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物 や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えら れるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも充分に配慮 する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ハ 本件事業の起業地については、
 - (4) 現有敷地のうち安全なエリアを活用するため、既存のグラウンドに隣接していること。
 - (ロ) 事業に必要な面積(11,470.67㎡)が確保できること。
 - (ハ) 用地取得費が安価であること。
 - (二) 環境面・安全面等の教育的観点からも問題がないこと。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、既存のグラウンドに隣接しており、 事業に必要な面積が最も安価に確保でき、急傾斜地の圧迫感もなく、落ち着いた中で学習できる環境である など、最適と認められる。

二 イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ 天童市立第一中学校の現校舎は八幡山の急傾斜地に隣接しており、天童市地域防災計画で土砂災害危険箇所に位置づけられているため、がけ崩れ等について警戒していたが、平成17年8月20日の集中豪雨の際に斜面が崩れ、土石流が校舎に押し寄せる被害が発生した。

また、現校舎は築後40年以上を経過しており、生徒をはじめ学校関係者の身の安全確保について危惧され

平成23年8月16日(火曜日)

ている。

以上のことから、土砂災害からの回避とともに、校舎の耐震化という防災面での二つの緊急課題への対応 として、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

県

- ロ また、本体事業及び関連事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であ ると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染ま ないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市教育委員会教育総務課

山形県告示第711号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成23年8月16日

Ш

形

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

河北町、社会福祉法人敬愛信の会

2 事業の種類

河北町認定こども園 (仮称) 整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 西村山郡河北町谷地字霊堂地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

河北町認定こども園(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219 号) 第3条第21号に掲げる「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の 教育若しくは学術研究のための施設」及び土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45 号)による社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更正保護事業の用に供する施 設又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大 学校」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である河北町及び社会福祉法人敬愛信の会は、既に必要な財源措置を講じており、本件事 業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 本件事業により認定こども園に移行する予定の既存の町立保育所は、改築後30年以上経過しており、老朽 化が目立ち始めている。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通じての子育てを学ぶ機会の減少や地域社会の 子育て機能の低下など、保護者・幼児を取り巻く社会環境の変化により、幼児に必要な教育・保育ニーズが 多様化してきており、既存の幼児施設では対応が困難な状況となっている。

本件事業は、これらの問題への対応として、幼保連携型「認定こども園」を設置し、その運営を民営化す るものである。本件事業により、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域におけ る子育て支援を行う機能を兼ね備えた施設となるばかりでなく、これまで多様化する教育・保育ニーズに柔 軟かつ迅速に応えてきた民間活力を活用することにより、行政と民間がそれぞれの特性を十分に発揮できる こととなり、教育・保育サービスの全体の向上を達成できる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物

や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも充分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ハ 本件事業の起業地については、
 - (イ) 事業に必要な面積(11,635.00㎡)が確保できること。
 - (p) 支障となる建物等がなく、敷地の造成が容易であること。
 - (ハ) 交通面などの周辺環境の安全性が確保できること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、平坦で支障物件がないことから、敷地の造成が容易であること、交通量の多い国道には接面しておらず、かつ、接面する町道に歩道が整備されており周辺環境の安全性が確保できることなどの理由により、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地は最も合理的であると認められる。

二 イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ 本件事業により認定こども園に移行する予定の既存の町立保育所は、改築後30年以上経過していることから、施設設備の老朽化が目立ち始めてきており、幼児及び職員・来園者の安全確保が急務となっている。

また、教育・保育ニーズが多様化してきている原因として、核家族化の進行や共働き世代の増加が考えられ、今後ともこの傾向が続くと想定される。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

河北町政策推進課

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年8月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日	時	入札に付する物件	予定価格
山形市鉄砲町二丁目19番			山形市大字中野字馬場宿236番2	4,739,000円
68号	平成23年9月	13日 (火)	宅地(実測)256.21平方メートル	
村山総合支庁本庁舎6階	午前10時		(公簿) 256.57平方メートル	
603会議室				

村山市楯岡笛田四丁目5		東根市温泉町一丁目18番2	6, 456, 000円
番1号	平成23年9月13日(火)	宅地(実測)330.63平方メートル	
村山総合支庁北庁舎	午後2時	(公簿) 330.69平方メートル	
2 階204会議室			
	平成23年9月15日 (木)	酒田市新橋二丁目1番13	38,600,000円
東田川郡三川町大字横山	午後 1 時30分	宅地(実測)3,304.39平方メートル	
字袖東19番地1	十後1時30万	(公簿)3,299.41平方メートル	
庄内総合支庁本庁舎	 平成23年9月15日(木)	鶴岡市三瀬字堅田175番14	2,440,000円
1階12号会議室	午後3時	宅地(実測)230.51平方メートル	
		(公簿) 229.20平方メートル	

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等(法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又 は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	日	時
山形市大字中野字馬場宿236番 2 宅地(実測)256.21平方メートル (公簿)256.57平方メートル	山形市鉄砲町二丁目 村山総合支庁本庁会		平成23年8月23 午前10時	日(火)
東根市温泉町一丁目18番 2 宅地 (実測) 330.63平方メートル (公簿) 330.69平方メートル	村山市楯岡笛田四一村山総合支庁北庁会		平成23年8月23 午後2時	日(火)
酒田市新橋二丁目1番13 宅地(実測)3,304.39平方メートル (公簿)3,299.41平方メートル	東田川郡三川町大学	字横山字袖東19番	平成23年8月25 午後1時30分	日(木)
鶴岡市三瀬字堅田175番14 宅地(実測)230.51平方メートル (公簿) 229.20平方メートル	庄内総合支庁本庁会	舎1階12号会議室	平成23年8月25 午後3時	目(木)

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066) に問い合わせること。

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を 次のとおり実施する。

平成23年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場所	山形国際交流プラザ (山形市平久保100番	山形県消防学校(東田川郡三川町大字横山
区分	地)	字堤27番1)
警報設備講習	平成23年10月12日(水)	平成23年10月4日(火)
音報放佣神百	午前9時30分から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
沙 小 凯 供 譁 羽	平成23年10月13日(木)	
消火設備講習	午前9時30分から午後5時まで	
避難設備・消火器	平成23年10月14日(金)	
講習	午前9時30分から午後5時まで	

2 講習受講対象者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を平成23年8月29日(月)から同年9月9日(金)までの間に山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県消防設備保守協会に提出すること。

4 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課(電話023(630)2227) 又は山形県消防設備保守協会(電話023(629)8477) に問い合わせること。

山形県源流の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県源流の森
 - (2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年8月16日(火)から同年9月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年9月16日(金)午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
 - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。 山形県農林水産部森林課林政企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3217
- 5 募集要項等
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県源流の森条例(平成9年7月県条例第54号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
 - (2) 募集要項の配布期間は、平成23年8月16日(火)から同年9月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。
 - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

その他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。 平成23年8月16日

山形県市町村職員共済組合

理事長 市 川 昭

男

1 組合に属する地方公共団体等について

市	町	村	一 部 事務組合等	合 計
13	19	3	19	54

2 組合員数及び給料月額について

組合員の種類	<u>}[]</u>	一般	一 般 市町村長		市町村長 長期組合員	船員一般	任意継続
組合員数	数(人)	14, 133	35	1, 381	0	4	406
給料月額(千円)	長 期	4, 731, 533	21, 070	433, 694	0	1, 274	
和作力很(1〇)	短期	4, 751, 061	24, 855	433, 694	0	1, 274	119, 398
1人当たり(四)	長 期	334, 786	602, 000	314, 044	0	318, 595	
給料月額	短期	336, 168	710, 151	314, 044	0	318, 595	294, 086

3 組合職員の数について

(単位:人)

経理単位		業	務	保	健	宿	泊	貯	金	貸	付	物	資	合	計
人	į	16		4	:	1	1	5	}	2	}	1		37	

4 各経理単位の収支状況について

(単位:千円)

									. I I J /
区 分	短 期	長期	預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	物資
(収入)									
負 担 金	4, 179, 206	15, 455, 085		158, 034	272, 148				
掛金	4, 235, 776	7, 507, 312			202, 049				
施設収入・商品売上						316, 284			
連合会交付金	410, 017			63, 237	5, 874			16, 821	
利息及び配当金等	1, 948		296, 292	308	732	227	233, 928	22	7
その他収入	8, 854			18	54, 614	1, 389		281, 822	48, 800
他経理からの繰入金				29, 307		98, 567			
前年度繰越支払準備金	673, 223								
計	9, 509, 024	22, 962, 397	296, 292	250, 904	535, 417	416, 467	233, 928	298, 665	48, 807
(支 出)									
給 付 金	4, 265, 869								
役 職 員 給 与				117, 122	29, 334	117, 049	21, 535	13, 160	8, 357
旅費 · 事務費				11,082	2, 581	3, 974	2, 077	1, 575	1, 926
商品仕入·飲食材料費等						92, 845			
委 託 費				1, 185	167	30, 670			2, 765
支 払 利 息			296, 292			519	105, 655	242, 150	13, 753
連合会払込金	129, 526							12, 284	
負 担 金 払 込 金		15, 455, 085							
掛金払込金		7, 507, 312							

事務費負担金払込金				70, 237					
連合会拠出金	488, 416								
老人保健拠出金	77								
退職者給付拠出金	275, 318								
前期高齢者納付金	1, 617, 190								
後期高齢者支援金	1, 415, 775								
病床転換支援金									
介 護 納 付 金	618, 739								
他経理への繰入金	29, 307				98, 567				
その他支出	4, 241			31, 937	368, 729	193, 627	29, 232	19, 984	7, 702
次年度繰越支払準備金	652, 322								
計	9, 496, 780	22, 962, 397	296, 292	231, 563	499, 378	438, 684	158, 499	289, 153	34, 503
当 期 利 益 金	12, 244	0	0	19, 341	36, 039	△ 22, 217	75, 429	9, 512	14, 304

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位:千円)

	X		分	短期	長期	預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	物資
	(資	産)										
流	動	資	産	1, 467, 004	1, 223, 446	428, 334	314, 892	655, 960	499, 211	2, 962, 136	407, 292	690, 746
固	定	資	産			12, 433, 690	6, 672	4, 477	910, 591	13, 197, 956	9, 967, 917	649
		計		1, 467, 004	1, 223, 446	12, 862, 024	321, 564	660, 437	1, 409, 802	16, 160, 092	10, 375, 209	691, 395
	(負債	資本)									
流	動	負	債	36, 662	1, 223, 446		2, 656	26, 329	14, 952	15, 331, 308	85	2, 385
固	定	負	債	652, 322		12, 862, 024	78, 840	21, 365	94, 881	5, 262	9, 785, 775	551, 158
剰		余	金	778, 020			240, 068	612, 743	1, 299, 969	823, 522	589, 349	137, 852
		計		1, 467, 004	1, 223, 446	12, 862, 024	321, 564	660, 437	1, 409, 802	16, 160, 092	10, 375, 209	691, 395

574

誤 正

県公報 発行年月日

平成23. 6. 7

番 号

第2249号

ページ

行

下から5

誤

報

公

第26条の2の次に次の1条を 加える。

第26条の3 主任者は、ファク シミリ装置を用いて文書を送 受信したときは、当該ファク シミリ装置により出力された 送受信の記録を6箇月間保存 しなければならない。

正

第26条の2の次に次の1条を 加える。

(送受信の記録の保存) 第26条の3 主任者は、ファク シミリ装置を用いて文書を送 受信したときは、当該ファク シミリ装置により出力された 送受信の記録を6箇月間保存 しなければならない。

